

(別添)

都島区臨床心理士による福祉相談業務
非常勤嘱託職員要綱

雇用期間	雇用期間は1年以内とする。 ただし、市長が必要と認める場合に限り、2回まで雇用期間を更新できる。 (基準更新日は4月1日)
就業場所	都島区役所保健福祉課に配属される。
従事すべき業務内容	<ul style="list-style-type: none">発達障がい及び不登校児童生徒の保護者の相談業務発達障がい児及び不登校の児童生徒を対象とした心理相談及び支援活動の実施校内外の関係者、地域の関係機関との連絡・調整発達障がい児に対する理解を深めるための障がい児家族への研修等児童虐待にかかわる保護者への対応
始業・終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無等	(1) 出勤日数 週4日 (2) 始業・終業の時刻等 (始業)午前9時15分から(終業)午後5時30分まで 勤務時間 始業から終業までの間7時間30分勤務し、週合計30時間とする。 (3) 休憩時間 45分の休憩とする。 (4) その他 研修期間等、指定した勤務時間での勤務を依頼することがある。
休日	<ul style="list-style-type: none">定例日：土曜日、日曜日及び祝日月曜日から金曜日のうち4労働日を除く1日非定例日：12月29日から翌年1月3日までの日 休日出勤を指示した場合、他の日に休日を振替える。
休暇	(1) 年次有給休暇 大阪市非常勤嘱託職員要綱に基づく。 (2) その他の休暇 有給： 夏季休暇、非常災害による交通遮断、忌引の場合、市長が別に定める場合など 無給： 病気欠勤など
報酬	(1) 報酬 月額180,000円

	<p>(2) 特別の事情により、所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられて勤務した場合は、当該所定の勤務時間を超えて勤務した時間に対する報酬(以下「加算報酬」という。)を、職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条令第29号)第15条の規定による超過勤務手当の支給を受ける職員(短時間勤務職員)の例により支給する。</p> <p>(3) 通勤手当等</p> <p>(4) 公共交通機関による通勤を常例とする場合は、通勤交通費を支給する。 報酬支給日 基本報酬は、その月、基本報酬以外は、その月分を翌月にそれぞれ17日に支給する。(1月に限り18日)</p> <p>(5) 報酬支払方法 報酬の支払方法は、口座振替とする。</p> <p>(6) 昇給、賞与、退職金 無</p>
退職等	<p>(1) 定年制 無</p> <p>(2) 自己都合退職の手続 退職日の30日以上前に届け出ること</p> <p>(3) 解雇の事由及び手続 解雇の事由 勤務成績が不良と認めるとき 心身の故障のため業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪え得ないとき 職務上の義務に違反し、若しくは職員として適格性を欠くとき</p>
その他	<p>(1) 社会保険の加入状況 政府管掌健康保険・厚生年金保険に加入する。</p> <p>(2) 雇用保険の適用 適用あり</p> <p>(3) その他 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、非常勤職員公務災害等補償条例を適用する。</p> <p>(4) 職務上知り得た内容については、守秘義務が課せられる。</p> <p>(5) 採用及び解雇等その他必要な事項は、「大阪市非常勤嘱託職員要綱」及び「都島区臨床心理士による福祉相談業務非常勤嘱託職員要綱」の定めによるところによる。</p>